

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部事業管理課斎場霊園担当（06-6630-3135）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	納骨堂使用料の減免
概要	大阪市立納骨堂条例により、使用料を負担することのできない特別の事由があると認められる者に対して、使用料を減免することがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立納骨堂条例（昭和24年4月1日条例第30号）第5条 大阪市立納骨堂条例施行規則（昭和24年4月1日条例第42号）第6条 ( <a href="https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
審査基準	次のいずれかに該当する者に対しては、使用料を減免することがある。 <ol style="list-style-type: none"><li>公費の救助を受けている者 ○生活保護の適用を受けている者などを対象とする</li><li>市長が使用料を納付する資力がないと認める者 ○生活保護適用の基準額以下の資力しかないと認められる者を対象とする</li><li>その他市長が特別な理由があると認める者</li></ol>
標準処理期間	3週間
経由日数	なし
提出先	市設霊園管理事務所
提出時期	使用許可申請時
提出方法	所轄区長又は所轄保健福祉センター所長の証明、その他減免の事由を証明する書類を霊園を管理する各市設霊園管理事務所に提出してください。
手数料	—
相談窓口	環境局事業部事業管理課もしくは市設霊園管理事務所
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
備考	